

別添4(3)テーマ別 プロジェクト形成・実施に関する視点・インパクト等を計る指標
 2.「政府の基礎的能力の構築」 2-3A 治安の維持(DDR:武装解除・動員解除・社会復帰)

プロジェクト形成に際して必要な視点		モニタリング・評価		参考プロジェクト
項目	確認事項	モニタリングのポイント	指標例	
協力実施にあたっての前提条件	<ul style="list-style-type: none"> ・DDR/投降兵対応に関する政策的コミットメントがある ・(DDRが和平合意に基づく場合)元紛争当事者双方のDDRに対する一定程度のコミットメントがある ・当該地域の治安が一定程度落ち着いている(治安が不安定であると元戦闘員が戦闘に再動員されてしまう可能性があるため) 	<p><モニタリング事項(社会復帰支援)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・元戦闘員の経済・社会的自立の進捗 社会的側面は以下を含む: <ul style="list-style-type: none"> ・元戦闘員がコミュニティに受け入れられているか ・元戦闘員の間で意識・行動の変化は見られるか ・(元戦闘員の間で出自が異なる場合)元戦闘員間、元戦闘員と一般市民間の関係に変化があるか <p><留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・元戦闘員を対象としたプロジェクトを実施する場合には、プロセスを丁寧に観察し、必要に応じてタイムリーに問題解決や活動改善のために働きかけることが重要 ・DDRは政治プロセスの影響を受けるため、武装解除・動員解除のスケジュールリングの遅延により、当初予定していたプロジェクトの活動及び成果達成に影響を及ぼす可能性がある 	<p><社会復帰の進捗状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能訓練を受けた元戦闘員の就労率(起業、就業)、収入の増加率 ・元戦闘員の心理的变化(自尊心・自信向上等) ・地元住民の元戦闘員・障害者に対する姿勢・心情の変化(定性) ・元戦闘員とその他一般市民間のコミュニティにおける協同活動(種類と件数) ・元戦闘員と一般市民間のコミュニケーション・相互理解促進、関係性変化 ・元戦闘員の社会グループ、組織への参加割合 <p><政府の支援体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会復帰支援のための政府が行う新規事業 ・政府が行う公共サービスに対する元戦闘員の信頼・満足度(アンケート) 	<p><元戦闘員を主たる裨益者とした案件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アフガニスタン「基礎職業訓練プロジェクト」(旧: 除隊兵士の社会復帰のための基礎訓練)(技術協力プロジェクト、2006年6月～2008年3月) ・エリトリア「除隊兵士の社会復帰のための基礎訓練プロジェクト」(技術協力プロジェクト、2005年4月～2007年3月) ・コロンビア「投降兵士家族及び受入コミュニティのための起業・就業支援プロジェクト」(技術協力プロジェクト、2008年2月～2012年3月) ・ルワンダ「障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト」(技術協力プロジェクト、2011年3月～2014年3月) ・スーダン「元戦闘員の社会再統合事業能力強化支援」(専門家派遣、2011年) <p><元戦闘員を裨益者に含めた案件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スーダン「基礎的技能・職業訓練強化プロジェクト」(技術協力プロジェクト、2006年9月～2009年12月) ・スーダン「ダルフル及び暫定統治三地域人材育成プロジェクト」(技術協力プロジェクト、2009年6月～2013年5月)
支援のタイミング	<ul style="list-style-type: none"> ・DDRプロセスとの関係、(社会復帰支援の場合)武装解除・動員解除のタイミングとの関係で適切か 			
対象地域・裨益者の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・DDR対象者の属性: 政治的背景・紛争時の立場、社会的属性、障害者及び女性等の特別のニーズを抱えているグループについて把握されているか ・元戦闘員間の関係: 元戦闘員が紛争中に対立していた勢力から構成される場合、勢力間の出自のバランスに配慮する必要はないか ・元戦闘員と住民の関係: 元戦闘員と一般市民の間で緊張関係が残っている場合、元戦闘員のみを対象を絞ることで一般市民から反感を買うリスクはないか ・DDRプログラムの対象の適格性(eligibility): DDRプログラムの適格性を巡り意見の不一致が生じている場合(特に非正規軍構成員の扱い)、DDR対象者のみを対象とすることで一般市民から反感を買わないか 			
実施体制・実施機関の確定	<ul style="list-style-type: none"> ・DDRを主管している組織の権限、組織・人員体制、専門性(職業訓練、農業、トラウマ対策、識字教育、保健医療等)、組織の期限 ・DDRを主管している組織とライン省庁の調整メカニズム ・(サービス提供機関の能力強化より、元戦闘員に効果的にサービスを提言することが重要であることが多いため)当該実施機関にサービス提供能力があるか ・DDRを主管している組織の関係者の政治・社会的属性 			
活動内容の検討	<p>(以下を含む全体のプロファイル)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦闘員になる前の職業、戦闘員経験年数、出自、年齢、学歴、ジェンダー、障害の有無等 ・除隊後の帰還先 ・除隊後の希望進路(就学、就職・起業、農業等) ・経済的自立に関するニーズ ・元戦闘員の社会復帰のための課題として、技術的側面のみならず、紛争による社会的・心理的影響に対応するための活動は必要ないか ・戦闘員に関する個人情報(戦闘員自身の安全とも関わることから、その取り扱いについては留意が必要) 			